

札幌市特定建築物衛生指導要綱（平成9年3月24日生活衛生部長決裁）（新旧対照表）

改正前	改正後	備考
<p>第1条～第11条（省略）</p> <p>附 則（省略）</p> <p>様式1-1 特定建築物事前協議書（省略） 構造設備の概要（省略） 特定建築物審査項目（空気調和設備）（省略）</p>	<p>第1条～第11条（省略）（趣旨）</p> <p>附 則（現行のとおり）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和3年4月27日から施行する。</u></p> <p><u>2 この要綱による改正前の札幌市特定建築物衛生指導要綱の規定に基づき作成された届書等の用紙でこの要綱の施行の際現に印刷済のものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。</u></p> <p>様式1-1 特定建築物事前協議書（現行のとおり） 構造設備の概要（現行のとおり） 特定建築物審査項目（現行のとおり）</p>	<p>新規追加</p>

改正前

改正後

備考

(様式1-1)

特定建築物審査項目 (給水設備)

(様式1-1)

特定建築物審査項目 (給水設備)

(現行のとおり)

特定建築物審査項目 (給水設備) (太枠内のみ記入)

審査項目	基準	設計區等		参照図面 番号等	判定
		受水槽	高置水槽		
設置場所	建築物内で維持管理の容易な場所	地上 地下	地上 地下		適・否
点検空間	上部 1,000mm以上 下部 600mm以上 周囲 600mm以上	上部 mm 下部 mm 周囲 mm	上部 mm 下部 mm 周囲 mm		適・否
飲料水が汚染されるおそれのある 上給配管・機器等	ないこと又は 必要な措置を講ずること	上給配管・機器等 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	上給配管・機器等 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		適・否
昇降機の扉の 安全措置	安全に昇降できる措置を 講ずること (階段・手摺かり・ ドアの寄もたれ等)	措置:			適・否
点検口の位置	安全かつ容易に出入り できる位置に設けること	有・無			適・否
貯水槽の位置	点検口直下に貯水槽を 設けないこと	直下に 無・有			適・否
汚染のおそれのある 配管の貫通	ないこと	汚染のおそれのある配管 無・有			適・否
貯水槽等の隣接	隣接させないこと (おむを隣接させる場合、 離隔距離を20以上とること)	隣接貯水槽等 無・有 離隔距離 ()			適・否
非水タンク・等設置	設けること	有・無			適・否
換気設備	十分なものであること	有・無	有・無		適・否
照明設備	十分なものであること	有・無	有・無		適・否
床面の排水	排水に支障のない 構造とすること	支障 無・有	支障 無・有		適・否
1日使用水量	概算が示されていること		m ³		適・否
有効容量 (容量算定計算書添付)	過大でないこと (1日使用水量の 4/10~6/10【受水槽】、 1/10程度【高置水槽】)	m ³ (/10)	m ³ (/10)		適・否
消火用水槽との 兼用	兼用しないこと	無・有	無・有		適・否
槽 数	2槽式とすること	槽式	槽式		適・否
槽内部の給水管 以外の配管	ないこと	無・有	無・有		適・否
高水位と天井との 間の点検空間	十分な点検空間を確保	有・無	有・無		適・否
流出口の槽底から 距離	沈降物を吸引しない距離 (150mm程度)	mm	mm		適・否
流入部と流出部の 位置関係	停滞水を生じない ものとする	・対称 ・その他()	・対称 ・その他()		適・否
貯水槽の材質	防錆措置を講じたもの	製	製		適・否

改正前		改正後		備考	
給水	保守点検期間	設けること	有・無	○	
	飲料水が汚染されるおそれのある設備	内部を貫通させないこと	無・有	○	
	管	水質に影響を与えないもの (給湯管は耐熱・耐塩素)	材質(給水): 材質(給湯):	○	
	継	水質に影響を与えないもの (給湯管は耐熱・耐塩素)	種類(給水): 種類(給湯):	○	
	直結給水設備として、市水道水を使用し、貯水槽を設ける場合	設けること	有・無	○	
	他の配管との識別	識別できる措置 (色分け、色バンド、その他)	色分け、文字表示 色バンド その他	○	
	他の配管との接続の有無(クロスコネクション)	接続しないこと	無・有	○	
	逆流防止措置	給水(湯)管末端に止水口 空間を確保すること	有・無	○	
	井戸の設置場所	建築物内	建築物内・建築物外	○	
	井戸小室等の出入口の施錠	施錠できる構造と すること	有・無	○	
	ケーシング上のエアーシールド	床面から300mm以上	III	○	
	汚水排水施設等からの離隔距離	5m以上	汚染のおそれのある施設 無・有(離隔距離5m)	○	
	取水口の囲い	設けること	有・無	○	
	ニキノロックス 兼防除虫装置	設けること	有・無	○	
排水	植床排水器 (測定計書添付)	2台以上(市水道水 利用の場合は1台以上)	測定済 有・無 否	○	
	浄水設備	原水の水質に応じた 浄水設備を設けること (計測書等添付)	有・無	○	
		排水口空間を確保すること	有・無	○	
	原水を採水できる 採水栓	設けることが望ましい	有・無	○	
	給水開始時の措置	水質検査 市水:一般12項目 井水:51全項目	実施予定 有(項目)・無	○	
		貯水槽清掃	給水開始前に <u>点検検査</u> に劣化して行うこと	実施予定 有・無	○
		給水管洗浄方法	給水開始前に高周波洗浄 により行うこと	実施予定 有・無	○
		給水管洗浄方法	給水開始前に高周波洗浄 により行うこと	実施予定 有・無	○

(様式1-1)

特定建築物審査項目(雑用水設備、排水設備、清掃・廃棄物・再利用保管庫) (省略)

(様式1-1)

特定建築物審査項目(雑用水設備、排水設備、清掃・廃棄物・再利用保管庫) (現行のとおり)

事務の移譲に伴う文言整理

改正前	改正後	備考
<p>様式 1 - 2</p> <div data-bbox="143 231 898 1353" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">特定建築物事前協議結果書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">札幌市保健所長 </p> <p>札幌市特定建築物衛生指導要綱第5条の規定に基づき提出のあった特定建築物事前協議書の協議結果は、下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>〔施設の名称及び所在地〕</p> <p>(名 称)</p> <p>(所在地) 札幌市 区</p> <p>〔協議結果〕</p> </div> <p>様式 2 ~ 9 (省略)</p>	<p>様式 1 - 2</p> <div data-bbox="987 231 1742 1353" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">特定建築物事前協議結果書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">札幌市保健所長 </p> <p>札幌市特定建築物衛生指導要綱第5条の規定に基づき提出のあった特定建築物事前協議書の協議結果は、下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>〔施設の名称及び所在地〕</p> <p>(名 称)</p> <p>(所在地) 札幌市 区</p> <p>〔協議結果〕</p> </div> <p>様式 2 ~ 9 (現行のとおり)</p>	<p>押印の廃止</p>

改正前

様式10

特 定 建 築 物 立 入 検 査 結 果 書

第 年 月 日 号

様

札幌市保健所長 

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第11条第1項の規定による立入検査の結果は、下記のとおりです。
 なお、建築物の設備や維持管理等で改善を要する事項については、特定建築物改善報告書により報告願います。

記

建築物	名 称	
	所 在 地	
立入検査	年 月 日	年 月 日 ()
	立 会 者	
検 査 者	環境衛生監視員	

指導事項

改善期限等

指導事項については早急に改善し、その結果を別紙特定建築物改善報告書(実施記録添付または改善前後の写真添付)により、年 月 日までに報告してください。
 なお、報告期限までに改善できない場合は、同報告書に改善の計画を記入のうえ報告してください。

改正後

様式10

特 定 建 築 物 立 入 検 査 結 果 書

第 年 月 日 号

様

札幌市保健所長 

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第11条第1項の規定による立入検査の結果は、下記のとおりです。
 なお、建築物の設備や維持管理等で改善を要する事項については、特定建築物改善報告書により報告願います。

記

建築物	名 称	
	所 在 地	
立入検査	年 月 日	年 月 日 ()
	立 会 者	
検 査 者	環境衛生監視員	

指導事項

改善期限等

指導事項については早急に改善し、その結果を別紙特定建築物改善報告書(実施記録添付または改善前後の写真添付)により、年 月 日までに報告してください。
 なお、報告期限までに改善できない場合は、同報告書に改善の計画を記入のうえ報告してください。

備考

押印の廃止

改正前

様式 1 1

特 定 建 築 物 改 善 報 告 書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住 所
届出者
氏 名
電 話 担当 者

(法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 1 1 条第 1 項の規定による特定建築物
の立入検査で指導を受けた事項については、下記のとおり措置しましたので報告します。

記

建 築 物	名 称	
	所 在 地	
立入検査年月日	年 月 日	
指 導 事 項		
改 善 措 置 等 (具体的に記入 すること)		

改正後

様式 1 1

特 定 建 築 物 改 善 報 告 書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住 所
届出者
氏 名
電 話 担当 者

(法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 1 1 条第 1 項の規定による特定建築物
の立入検査で指導を受けた事項については、下記のとおり措置しましたので報告します。

記

建 築 物	名 称	
	所 在 地	
立入検査年月日	年 月 日	
指 導 事 項		
改 善 措 置 等 (具体的に記入 すること)		

備考

押印の廃止